防衛省訓令第３６号

管理監督職勤務上限年齢による降任等に関する訓令を次のように定める。

令和５年３月３１日

防衛大臣　浜田　靖一

管理監督職勤務上限年齢による降任等に関する訓令

（趣旨）

第１条　この訓令は、管理監督職勤務上限年齢による降任等に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　管理監督職　自衛隊法（昭和２９年法律第１６５号。以下「法」という。）第４４条の２第１項に規定する管理監督職をいう。

⑵　管理監督職勤務上限年齢　法第４４条の２第２項に規定する管理監督職勤務上限年齢をいう。

⑶　異動期間　法第４４条の２第１項に規定する異動期間をいう。

⑷　他の官職への降任等　法第４４条の２第３項に規定する他の官職への降任等をいう。

⑸　官房長等　大臣官房長、人事教育局長、防衛省本省の施設等機関の長、統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長、情報本部長、防衛監察監及び地方防衛局長並びに防衛装備庁長官をいう。

⑹　任命権者　法第３１条第１項の規定により隊員の任免について権限を有する者をいう。

（管理監督職に含まれる官職として防衛大臣が定める官職）

第３条　自衛隊法施行令（昭和２９年政令第１７９号。以下「政令」という。）第５９条の２第１号に規定する防衛大臣が定めるものは、次に掲げる官職とする。

⑴　標準的な官職を定める省令（平成２６年防衛省令第９号。以下「省令」という。）本則の表１の項第２欄第１号に掲げる部局又は機関等のうち防衛省本

省の内部部局に存する同項第３欄第６号に掲げる職制上の段階に属する官職

⑵　省令本則の表１の項第２欄第３号に掲げる部局又は機関等である統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部及び航空幕僚監部に存する同項第３欄第１７号の３に掲げる職制上の段階に属する官職

⑶　省令本則の表１の項第２欄第２５号に掲げる部局又は機関等である情報本部に存する同項第３欄第１０５号に掲げる職制上の段階に属する官職

⑷　省令本則の表１の項第２欄第３０号に掲げる部局又は機関等である防衛監察本部に存する同項第３欄第１３３号に掲げる職制上の段階に属する官職

⑸　省令本則の表１の項第２欄第３６号に掲げる部局又は機関等のうち防衛装備庁の内部部局に存する同項第３欄第１６４号及び第１６５号に掲げる職制上の段階に属する官職

２　政令第５９条の２第２号に規定する防衛大臣が定めるものは、省令本則の表２の項第２欄第１０号に掲げ

る部局又は機関等である防衛装備庁の内部部局に存する同項第３欄第３２号に掲げる職制上の段階に属する官職とする。

３　政令第５９条の２第３号に規定する防衛大臣が定める官職は、次に掲げる隊員が占める官職であって、臨時的に置かれるもの（人事管理上の必要性に鑑み当該隊員の退職の日に限り臨時的に置かれる官職並びに政令第５９条の３第１号及び第２号に掲げる官職又は管理監督職勤務上限年齢が当該隊員の年齢を超える政令第５９条の４各号に掲げる官職への昇任又は転任が予定されている隊員を引き続き任用するため、人事管理上の必要性に鑑み１４日を超えない期間内（人事管理上特に必要と認める場合は必要と認める期間内）において臨時的に置かれる官職を除く。）とする。

⑴　一般職の職員の給与に関する法律（昭和２５年法律第９５号。以下この項及び次条において「一般職給与法」という。）別表第１イ行政職俸給表㈠の適用を受ける隊員でその職務の級が７級以上であるも

の

⑵　一般職給与法別表第７研究職俸給表の適用を受ける隊員でその職務の級が５級以上であるもの

⑶　一般職給与法別表第８ロ医療職俸給表㈡の適用を受ける隊員でその職務の級が７級以上であるもの

⑷　一般職給与法別表第８ハ医療職俸給表㈢の適用を受ける隊員でその職務の級が６級以上であるもの

（管理監督職から除かれる官職として防衛大臣が定める官職）

第４条　政令第５９条の３第４号に規定する一般職給与法別表第１１指定職俸給表の適用を受ける隊員が占める官職のうち、人事管理上の必要性に鑑み臨時的に置かれる官職であって防衛大臣が定めるものは、次に掲げる官職とする。

⑴　人事管理上の必要性に鑑み当該隊員の退職の日に限り臨時的に置かれる官職

⑵　政令第５９条の３第１号及び第２号に掲げる官職又は管理監督職勤務上限年齢が当該隊員の年齢を超

える政令第５９条の４各号に掲げる官職への昇任又は転任が予定されている隊員を引き続き任用するため、人事管理上の必要性に鑑み１４日を超えない期間内（人事管理上特に必要と認める場合は必要と認める期間内）において臨時的に置かれる官職

（特定管理監督職群に属する管理監督職として防衛大臣が定める官職）

第５条　政令第５９条の７第１号に規定する防衛大臣が定めるものは、別表の官職の項に掲げる官職及び同号に規定する職務に従事した経験を有する隊員を人事管理上の必要性に鑑み、別表の官職の項に掲げる官職へ降任又は転任を行う場合であって、１４日を超えない期間内（人事管理上特に必要と認める場合は必要と認める期間内）において臨時的に置かれる官職とする。

（管理監督職への併任の制限）

第６条　法第４４条の３の規定は、併任について準用する。

（他の管理監督職の併任の解除）

第７条　管理監督職を占める隊員が他の管理監督職に併任されている場合において、当該隊員が他の官職への降任等をされたとき（政令第５９条の１２の規定により他の官職への降任等をされたときを含む。）又は併任されている管理監督職の異動期間の末日が到来したときは、任命権者は、当該併任を解除しなければならない。

（管理監督職への併任の特例）

第８条　任命権者は、次に掲げる隊員が従事している職務の遂行に支障がないと認められる場合に限り、第６条の規定にかかわらず、当該隊員を、管理監督職に併任することができる。

⑴　法第４４条の５第１項から第４項までの規定により異動期間が延長された管理監督職を占める隊員

⑵　法第４４条の７第１項又は第２項の規定により引き続き勤務している管理監督職を占める隊員

⑶　政令第５９条の３第１号及び第２号に規定する官職を占める隊員

⑷　政令第５９条の４各号に掲げる官職を占める隊員（異動期間が延長された管理監督職に組織の変更等があった場合）

第９条　法第４４条の５第１項又は第２項の規定により異動期間が延長された管理監督職を占める隊員が、法令の改廃による組織の変更又はこれに準ずる事情により当該管理監督職の業務と同一の業務を行うことをその職務の主たる内容とする他の管理監督職を占める隊員となる場合は、当該他の管理監督職を占める隊員は、当該異動期間が延長された管理監督職を引き続き占めているものとみなす。

（報告）

第１０条　官房長等は、毎年４月末までに、前年の４月２日からその年の４月１日までの間に法第４４条の５第１項から第４項までの規定により異動期間が延長された管理監督職を占める隊員に係る当該異動期間の延長の状況を防衛大臣に報告しなければならない。

（委任規定）

第１１条　この訓令の実施に関し必要な事項は、官房長等が定める。

附　則

この訓令は、令和５年４月１日から施行する。

別表（第５条関係）

陸上自衛隊の部隊又は機関

組　織		官　職
駐屯地業務隊		駐屯地司令及び駐屯地業務隊等に関する訓令（昭和３４年陸上自衛隊訓令第４４号）第９条に規定する駐屯地業務隊に置かれる管理科長
中央業務支援隊		管理部長 管理部管理科長
学　校	幹部候補生学校 富士学校 高射学校 航空学校 航空学校宇都宮校 施設学校 通信学校 武器学校 需品学校 小平学校 衛生学校	総務部管理課長 管理部営繕課長 総務部管理課長 総務部管理課長 管理課長 総務部管理課長 総務部管理課長 総務部管理課長 総務部管理課長 総務部管理課長 総務部管理課長
補給処	北海道補給処 九州補給処 関西補給処 関東補給処用賀支処 関西補給処桂支処	総務部管理課長 総務部管理課長 総務部管理課長 総務部管理課長 総務部管理課長
教育訓練研究本部		総合企画部管理課長
補給統制本部		総務部管理課長